

中小企業信用保険法第2条第5項第6号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する「破綻金融機関等」と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

[認定要件]

次の①及び②の要件を満たすこと

①大阪市内に主たる事業所（注1）を有すること

②経済産業大臣の指定を受けた「破綻金融機関等」（注2）と金融取引を行っていること

（注1）…法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認定を受けることになります。

（注2）…指定された破綻金融機関リストは中小企業庁のホームページに掲載されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.html

[認定申請時の提出書類]

提 出 書 類	備 考
認定申請書	大阪産業創造館 2階 大阪市ホームページからダウンロードすることもできます。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002784.html
認定申請日から1年以内に破綻金融機関等との取引状況を確認できる資料	契約証書、借入償還表、決算書の借入明細書等
大阪市内に主たる事業所を有することが確認できる書類	※申請時に他の提出書類（決算書、確定申告書、金融機関や公的機関からの通知等）で確認できる場合は不要

[ご注意]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。
- ・認定後認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

[お問い合わせ先]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階